

5-1 検討の経過

	日 程	会 議 名 等
平成23年	1 月18日 (火)	八王子駅南口周辺地区まちづくり方針策定庁内検討会設置要綱
	1 月25日 (火)	第1回まちづくり方針策定庁内検討会・幹事会
	1 月31日 (月)	八王子駅南口周辺地区まちづくり方針検討委員会設置要綱
	5 月10日 (火)	第1回まちづくり方針検討委員会
	5 月31日 (火)	第2回まちづくり方針検討委員会
	6 月10日 ～6 月22日	アンケート調査 (対象：地区住民、市民、来訪者)
	7 月20日 (水)	第2回まちづくり方針策定庁内幹事会
	7 月21日 (木)	第2回まちづくり方針策定庁内検討会
	7 月22日 (金)	第3回まちづくり方針検討委員会
	7 月28日 (木)	意見交換会 (対象：全市民)
	8 月3 日 (水)	意見交換会 (対象：地区住民)
	8 月7 日 (日)	意見交換会 (対象：全市民)
	8 月30日 (火)	第4回まちづくり方針検討委員会
	10月12日 (水)	第5回まちづくり方針検討委員会
	11月7 日 (月)	第6回まちづくり方針検討委員会
	11月17日 (木)	第3回まちづくり方針策定庁内幹事会
	11月18日 (金)	第3回まちづくり方針策定庁内検討会
	12月1 日 (木)	第7回まちづくり方針検討委員会
12月12日 (月)	第8回まちづくり方針検討委員会	
平成24年	1 月31日 (火)	第4回まちづくり方針策定庁内検討会・幹事会
	8 月27日 (月)	第5回まちづくり方針策定庁内幹事会
	8 月30日 (木)	第5回まちづくり方針策定庁内検討会
	10月23日 (火)	第6回まちづくり方針策定庁内幹事会
	10月24日 (水)	第6回まちづくり方針策定庁内検討会
	11月30日 (金)	八王子駅南口周辺地区まちづくり方針検討委員 報告会
	12月2 日 (日)	パブリックコメント説明会
	12月13日 (木)	パブリックコメント説明会
	12月1 日 ～1 月7 日	パブリックコメントの実施
平成25年	2 月20日 (水)	八王子駅南口周辺地区まちづくり方針策定

5-2 八王子駅南口周辺地区まちづくり方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 八王子駅南口及びその周辺部を含めたまちづくりの方針について検討及び協議を行うため、「八王子駅南口周辺地区まちづくり方針検討委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、八王子ゆめおりプラン、八王子市都市計画マスタープラン及び八王子市中心市街地等活性化検討委員会提言書などに掲げる地域づくりの実現を目指し、八王子駅南口及びその周辺部を総合的、一体的にとらえ「都市中心拠点」としてふさわしいまちづくりの方針について検討を行い、その結果を、市長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員11名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる基準により市長が選出する。

- (1) 学識経験者(2名以内)
- (2) 町会自治会連合会の代表者(2名以内)
- (3) 障害者団体代表者(1名)
- (4) 高齢者団体代表者(1名)
- (5) 子育て支援団体代表者(1名)
- (6) 経済団体等代表者(1名)
- (7) まちづくり関連団体代表者(1名)
- (8) 公募市民(1名)
- (9) 公募学生(1名)

3 委員の任期は、前条に定める提言のあった日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

5 委員会の会議は、原則公開するものとする。ただし、審議内容が、「会議の公開に関する指針(平成13年2月5日市長決裁)」第5に規定する非公開事項に該当する場合は、委員会の決定により公開しないことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、まちづくり計画部職員をもって構成する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。

5-3 八王子駅南口周辺地区まちづくり方針検討委員会委員名簿

要綱に基づく委員名	氏名	所属名
学識経験者	【委員長】 吉川 徹	首都大学東京大学院都市環境科学研究科 建築学域 教授
	【副委員長】 中庭 光彦	多摩大学 経営情報学部 准教授
町会自治会連合会の代表者	細井 衛	八王子市町会自治会連合会
	浜村 良昭	
障害者団体代表者	伊東 隆	八王子障害者団体連絡協議会
高齢者団体代表者	稲川 芳江	八王子市老人クラブ連合会
子育て支援団体代表者	廣木 佑実	NPO法人エンツリー
経済団体代表者	町田 典子	八王子商工会議所
まちづくり関連団体代表者	塚本 達二	一般社団法人 東京都建築士事務所協会
公募市民	小俣 能範	公募市民
公募学生	照井 奈津季	公募学生

5-4 八王子駅南口周辺地区まちづくり方針策定庁内検討会設置要綱

(目的)

第1条 八王子駅南口及びその周辺部を含めたまちづくりについて協議及び調整を行い、まちづくりの方針を策定するため、「八王子駅南口周辺地区まちづくり方針庁内策定検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、八王子ゆめおりプラン、八王子市都市計画マスタープラン、八王子市中心市街地等活性化検討委員会提言書などに基づき、八王子駅南口及びその周辺部を総合的、一体的にとらえ「都市中心拠点」としてふさわしいまちづくりの方針策定を行う。

(組織)

第3条 検討会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 検討会には委員長、副委員長を置き、委員長はまちづくり計画部長、副委員長は総合政策部長を充てる。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(召集)

第4条 検討会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要に応じて、関係職員又は参考人の出席を求め、検討会に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 検討会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、委員長の指示により、検討会における検討に必要な事項の調査検討及び連絡調整を行う。

4 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

5 幹事長は、まちづくり計画部都市計画室主幹、副幹事長は総合政策部政策審議室主幹を充てる。

6 幹事長は幹事会の責任者とし、副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。

7 幹事会は、幹事長が招集する。

8 幹事長は、必要に応じて、関係職員を幹事会に出席させることができる。

(作業部会)

第6条 まちづくり方針案の策定を効果的に行い、継続して事業を進めるため、幹事会の下に作業部会を設置する。

2 作業部会は、幹事が推薦する者をもって構成する。

3 作業部会は、必要に応じて、構成員以外の者から意見聴取を行うことができる。

(庶務)

第7条 検討会及び幹事会、作業部会の庶務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、まちづくり計画部都市計画室職員をもって構成する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び幹事会、作業部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（10名）

まちづくり計画部長（委員長）
総合政策部長（副委員長）
健康福祉部長
こども家庭部長
産業振興部長
水循環部長
環境部長
交通政策室長
まちなみ整備部長
道路事業部長

別表第2（15名）

まちづくり計画部都市計画室主幹（幹事長）
総合政策部政策審議室主幹（副幹事長）
健康福祉部健康福祉総務課長
こども家庭部子どものしあわせ課長
産業振興部産業政策課長
水循環部水環境整備課長
環境部環境政策課長
まちづくり計画部都市計画室主幹
まちづくり計画部都市計画室主幹
まちづくり計画部交通政策室主幹
まちなみ整備部建築指導課長
まちなみ整備部公園課長
まちなみ整備部市街地整備課長
道路事業部企画調整担当主幹
道路事業部計画課長